

VII 農畜産物生産費の部

解 説

この部には、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査による「農業経営統計調査」の「農産物生産費統計」及び「畜産物生産費統計」の結果を収録した。

調査の概要

1 調査の目的

農畜産物の生産コストを明らかにし、各種交付金等の算定資料とするほか、農業行政（生産対策、経営改善対策等）に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

(1) 米生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、水稻を作付けし、玄米を600kg以上販売する経営体

(2) 小麦生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、小麦を10a以上作付けし、販売する経営体

(3) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、調査該当麦を10a以上作付けし、販売する経営体

(4) 大豆生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、大豆を10a以上作付けし、販売する経営体

(5) なたね生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、なたねを5a以上作付けし、販売する経営体

(6) そば生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、そばを5a以上作付けし、販売する経営体

(7) 牛乳生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営体

(8) 肥育豚生産費

2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育豚を年間20頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営体

3 調査期間

(1) 米生産費 各年1月から12月までの1年間

(2) 小麦生産費 当該年の前年9月から当該年の8月までの1年間

(3) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費 平成24年9月から25年8月までの1年間

(4) 大豆生産費 当該年の1月から12月までの1年間

- (5) なたね生産費 平成24年9月から25年8月までの1年間
- (6) そば生産費 平成25年1月から12月までの1年間
- (7) 牛乳生産費 (平成24年度) 平成24年4月から25年3月までの1年間
(平成25年度) 平成25年4月から26年3月までの1年間
- (8) 肥育豚生産費 (平成24年度) 平成24年4月から25年3月までの1年間
(平成25年度) 平成25年4月から26年3月までの1年間

4 調査方法

調査経営体による現金出納帳・作業日誌（記録簿）への記帳（自計申告）と職員の面接による聞き取り調査を併用した。

5 用語の説明

(1) 生産費の概念

生産費とは、農畜産物の一定単位の生産のために消費した経済費用の合計をいう。

具体的には、農畜産物の生産に要した材料（種苗、肥料、農業薬剤、光熱動力費、その他の諸材料等）、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・家族（生産管理労働を含む。））、固定資産（建物、農機具、自動車、生産管理機器）の財貨及び用役の合計をいう。

(2) 農畜産物生産費統計では、「生産費」を次の3種類に区分する。

ア 生産費（副産物価額差引）農畜産物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの

イ 支払利子・地代算入生産費「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたもの

ウ 資本利子・地代全額算入生産費「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を加えたもの

(3) 家族労働費は、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業及び運輸業・郵便業の5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基にした男女同一単価（当該地域で男女を問わずに実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

(4) 自作地地代は、その地方の類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

(5) 自己資本利子は、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したものである。

(6) 「収益性」の所得及び家族労働報酬の算出方法は、以下のとおりである。

ア 所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代）〕

ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

イ 1日あたり所得＝（所得÷家族労働時間）×8時間（1日換算）

ウ 家族労働報酬＝粗収益－（生産費総額－家族労働費）

エ 1日あたり家族労働報酬＝（家族労働報酬÷家族労働時間）×8時間（1日換算）

6 利用上の注意

本調査は、全国推計を目的に必要な標本数を都道府県別に配分したものであり、出現頻度の低い項目もあり、調査結果が県平均値を代表していない場合があるので、利用に当たっては留意されたい。